

止し得やう筈がない。吾人は徹底的の公營とし、即ち選舉運動は各候補者同時に各地一回宛の公營演説（勿論後援辯士の演説を許さず）と選舉公報の發行に止め（其費用は各候補者に分擔せしむ）其他一切の私的運動を嚴に禁止せんことを主張する。此の如くして始めて選舉費用を激減し、且つ選舉プロカーの跋扈跳梁等、私的運動に伴ふ一切の醜惡の大部を絶滅し得るのではないかと思ふ。

又内務省案の罰則に於て政黨側の反對により依然非難多き連座罰の骨抜き條項を維持せんとしつゝあるは、益々本改正案の價値を減少するものであるが、若し右の如く絶對的の公營制を採用するときは、此問題は自然に消滅することとなる。是れ絶對的公營に於ては選舉事務長は勿論、一切の私的事務員、使用人を禁止し、從て連座關係は全く生起しないからである。

六、結

論

以上述べた様に政黨政治を解消して議員の政權獲得慾を根絶すると共に、偽造代表者より成る現議會の解散を斷行して選舉法に徹底的の改正を行つたならば、議員の素質は著しく改善せられ、能く議會政治廓清の目的を達することが出来ると思はれるが、只此の如き改正は既成政黨の滅亡を意味するものであるから、彼等は死力を盡して之に反抗するであらうし、又既成政黨を基礎とする齋藤内閣にかゝる英斷を望むことも亦不可能である。故に政黨政治の解消と我が議會政治の廓清とは、強力なる愛國內閣の成立を待つの外實現の可能性なきを遺憾とする。

軍民離間を策する政黨を排撃す

昭和九年二月廿八日

明倫會編輯 田 中 國 重

去る一月二十三日以來休會明けの第六十五議會に於て、政民兩黨は轉をならべて軍部に質問を集中すると云はんよりは、寧ろ軍部攻撃に必死の努力を傾注した觀がある。此の如き態度が果して彼等の期待する政黨更生の途であるや否や、又國民が政黨のかゝる態度を是認するや否やは、大なる疑問ではないか。依て吾人は茲に彼等の態度を検討し、國民に正當なる判斷の資料を提供したいと思ふ。政黨が直接又は間接に軍部に對してなした攻撃的質問の主なるものは

- 一、一九三五、六年を危機と認むるや否や
 - 二、軍部は立憲政治を破壊して獨裁政治の建設を助成しあらざるや
 - 三、軍人の政治干與問題
 - 四、「軍民離間の聲明」は不當ならずや
- の四件である。以下逐次是等の諸問題を検討して見やう。

一九三五、六年の危機否認の主張